第３回

能代市都市計画マスタープラン
及び
能代市立地適正化計画
策定委員会

令和３年６月

資料２

都市計画マスタープラン・立地適正化計画共通

－まちづくりの将来像や目標（案）－

今回委員会での検討事項

【１ページ】

計画の対象区域

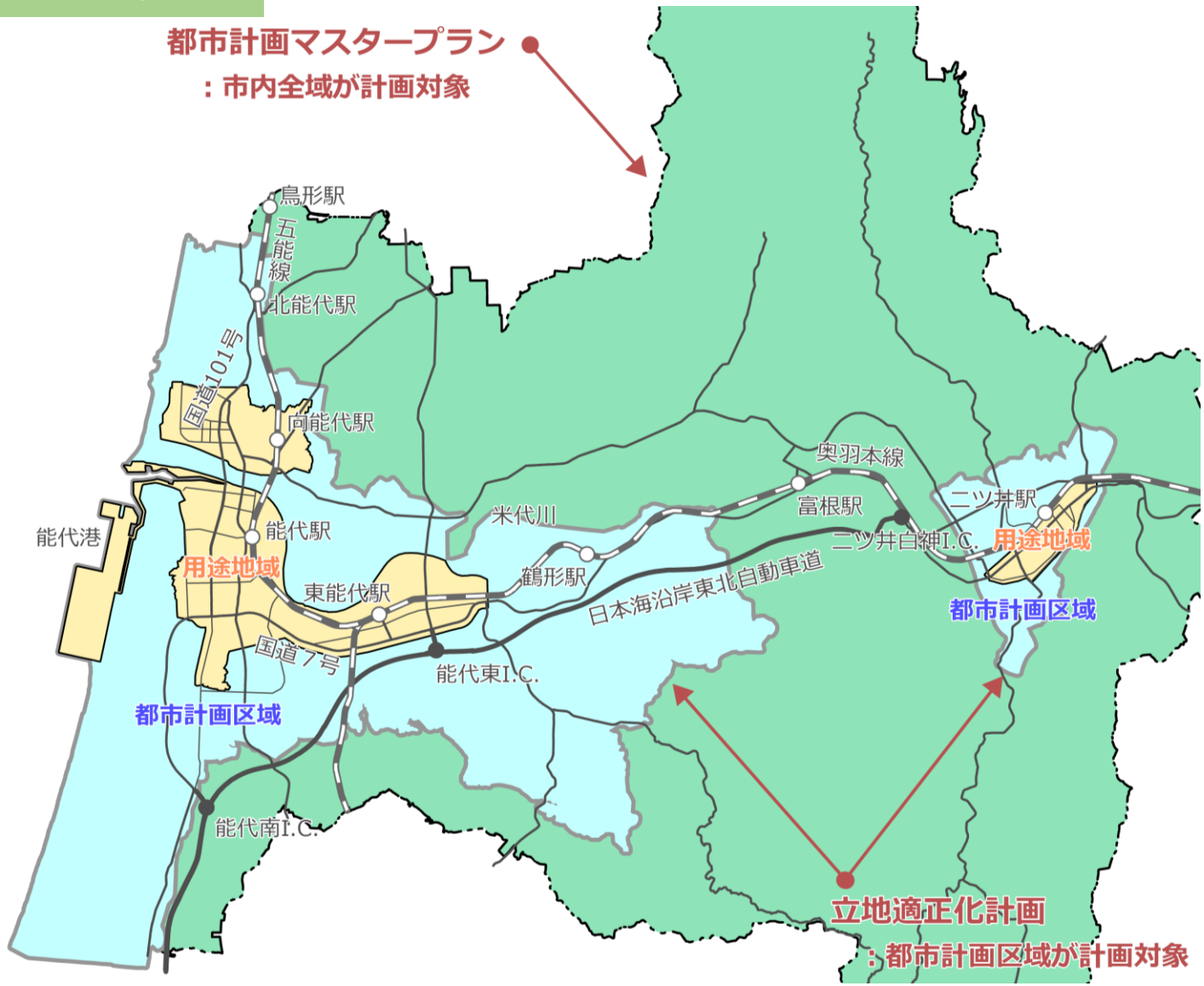

今回委員会での検討事項

【２ページ】

計画の体系

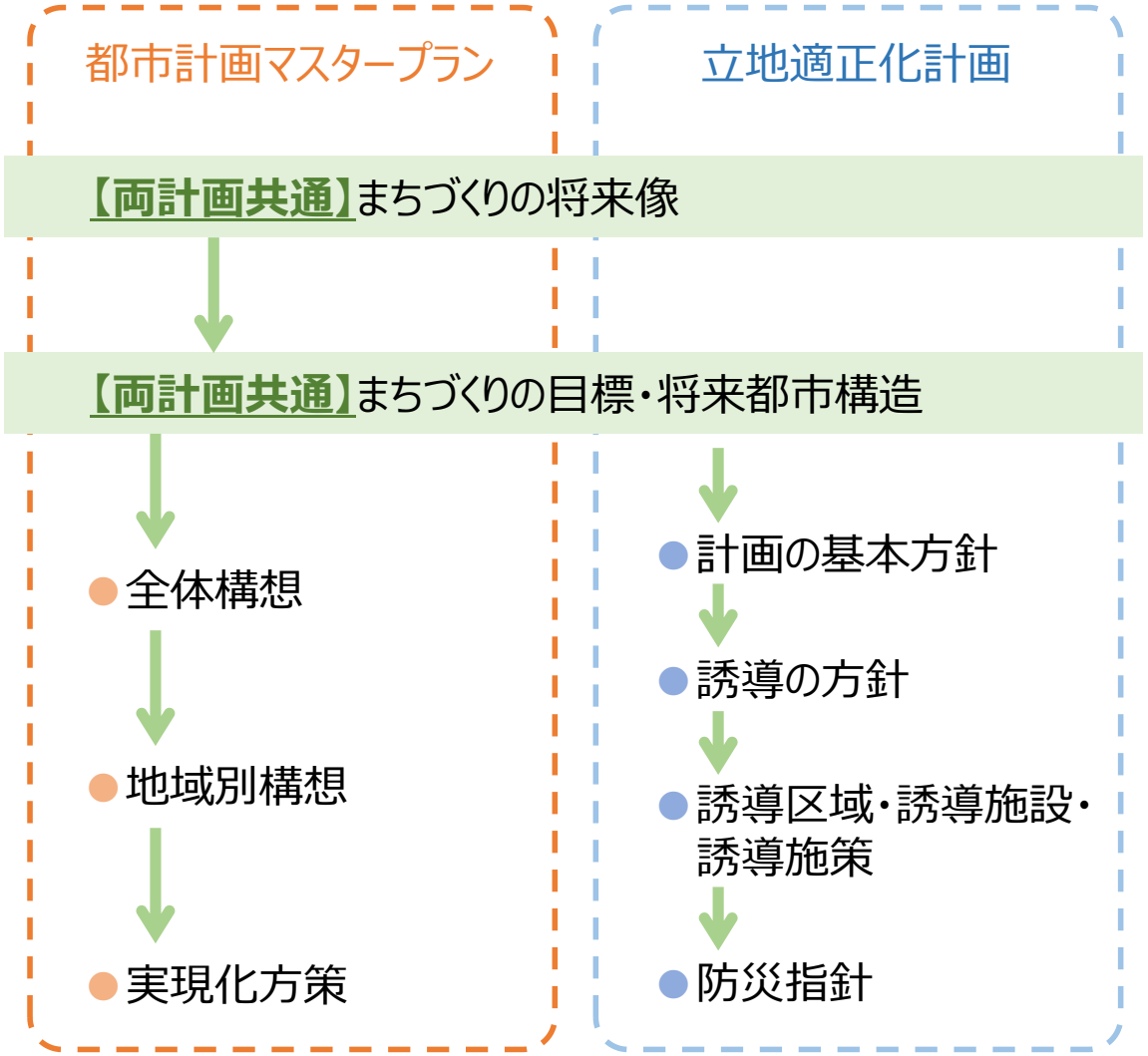

Ⅰ－２．まちづくりの目標の設定（案）

論点Ⅰ

【３ページ】

目標設定（案）

目標	視点１．拠点の形成や連携に関する事項 ヒト（市民や来訪者）やコト（体験）が交錯する、 生活・文化・情報の拠点があるまち 視点２．産業振興や雇用の確保に向けたまちづくりに関する事項 市民の暮らしを支える、産業基盤が整ったまち 視点３．防災まちづくりに関する事項 海・川・山の豊かな自然とともに生きる、 強くしなやかな生活基盤の整ったまち 視点４．本市固有の地域資源を活用したまちづくりに関する事項 本市固有の地域資源を守り・活かす、 自然や歴史・文化を継承するまち

Ⅰ－２．まちづくりの目標の設定に向けた考え方

論点Ⅰ

【７・８ページ】

目標１

視点１：拠点の形成や連携に関する事項

ヒト（市民や来訪者）やコト（体験）が交錯する、生活・文化・情報の拠点があるまち

- 拠点の都市機能や居住の維持、または積極的な誘導・集積を進めるとともに、拠点同士を連携し、保有する機能・資源の相互補完を促進する。
- 都市機能の維持や誘導等を促進することで、人・情報の交流や文化活動の活発化を図り、幹線道路沿道の商業地とのすみ分けを図る。

目標２

視点２：産業振興や雇用の確保に向けたまちづくりに関する事項

市民の暮らしを支える、産業基盤が整ったまち

- 土地利用の適切な規制・誘導、流通に資する道路整備、企業進出や起業、事業承継、就農がしやすい環境づくり等を進めていく。

Ⅰ－２．まちづくりの目標の設定に向けた考え方

論点Ⅰ

【８ページ】

目標３

視点３：防災まちづくりに関する事項

海・川・山の豊かな自然とともに生きる、強くしなやかな生活基盤の整ったまち

- 災害リスクをハード対策のみでは回避することはできないことから、人命を守ることを最優先とし、ハード対策とソフト対策、自助・共助・公助を適切に組み合わせた対応を進めていく。

目標４

視点４：本市固有の地域資源を活用したまちづくりに関する事項

本市固有の地域資源を守り・活かす、自然や歴史・文化を継承するまち

- 豊かな自然環境との共生に向けた農地・山林の維持・保全に加え、コミュニティの維持や活性化、地域住民等との協働・担い手の育成等による文化の保全・活用、新たな地域資源の掘起しや磨き上げ等を進めていく。

１－３．将来都市構造（案）

【10ページ】

（２）将来都市構造形成の方針（エリアの形成）

②誘導促進エリア：能代・二ツ井の地域中心部

- 医療・福祉・商業・子育て支援等の都市機能や居住の誘導により、徒歩や公共交通等により、日常生活に必要なサービスを市民が身近に享受できる環境の維持・向上を図る。

エリアの形成

Ⅰ－３．将来都市構造（案）

論点Ⅰ

【16ページ】

将来都市構造図（案）

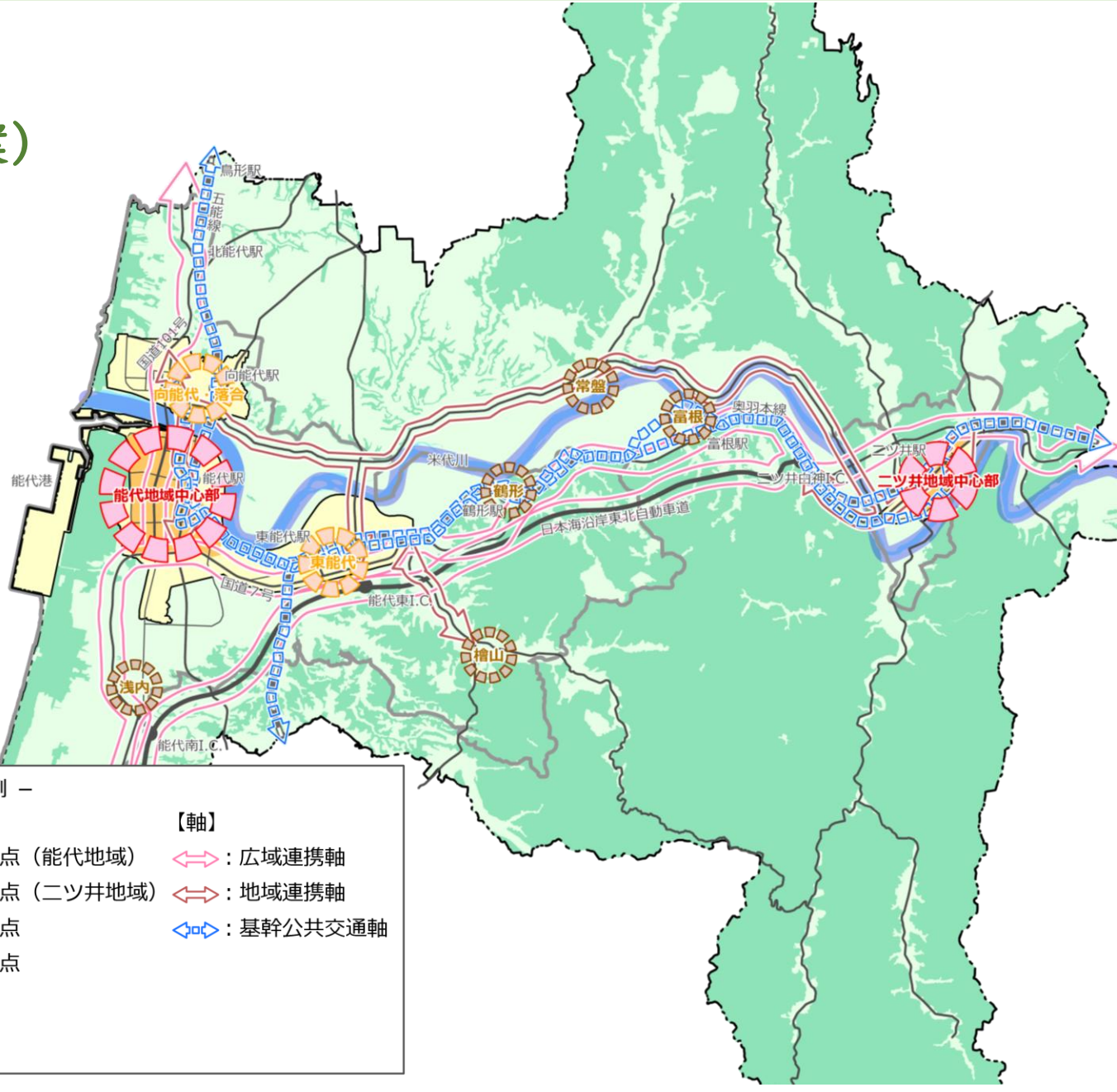

－ 凡 例 －

【エリア】
- ：市街地エリア
- ：誘導促進エリア
- ：田園・集落エリア
- ：自然・森林エリア
- ：米代川エリア
- ：都市計画区域
- ：用途地域

【拠点】
- ：中心拠点（能代地域）
- ：中心拠点（二ツ井地域）
- ：地区拠点
- ：集落拠点

【軸】
- ：広域連携軸
- ：地域連携軸
- ：基幹公共交通軸

資料２

都市計画マスタープラン

－全体構想（案）－

２．全体構想（案）

【17ページ】

- 全体構想は、まちづくりの将来像や目標を達成するための、分野別の取組方針を位置づけるもの。
- 全体構想は、以下の分野で構成する。

① 土地利用

② 交通体系

③ 住環境・市街地整備

④ 防災まちづくり　※次回委員会で提示

⑤ 都市施設

２－１．土地利用構想

【17ページ】

（１）基本的な考え方

１）市街地の外延化を抑制します

- 市街地エリアは、用途地域の指定による土地利用の規制・誘導を図る。
- 市街地周辺の農地のうち、将来的に市街化圧力の高まりが予見される区域は、都市計画制度の活用による保全を検討する。

商業目的の新築動向（H18～26）

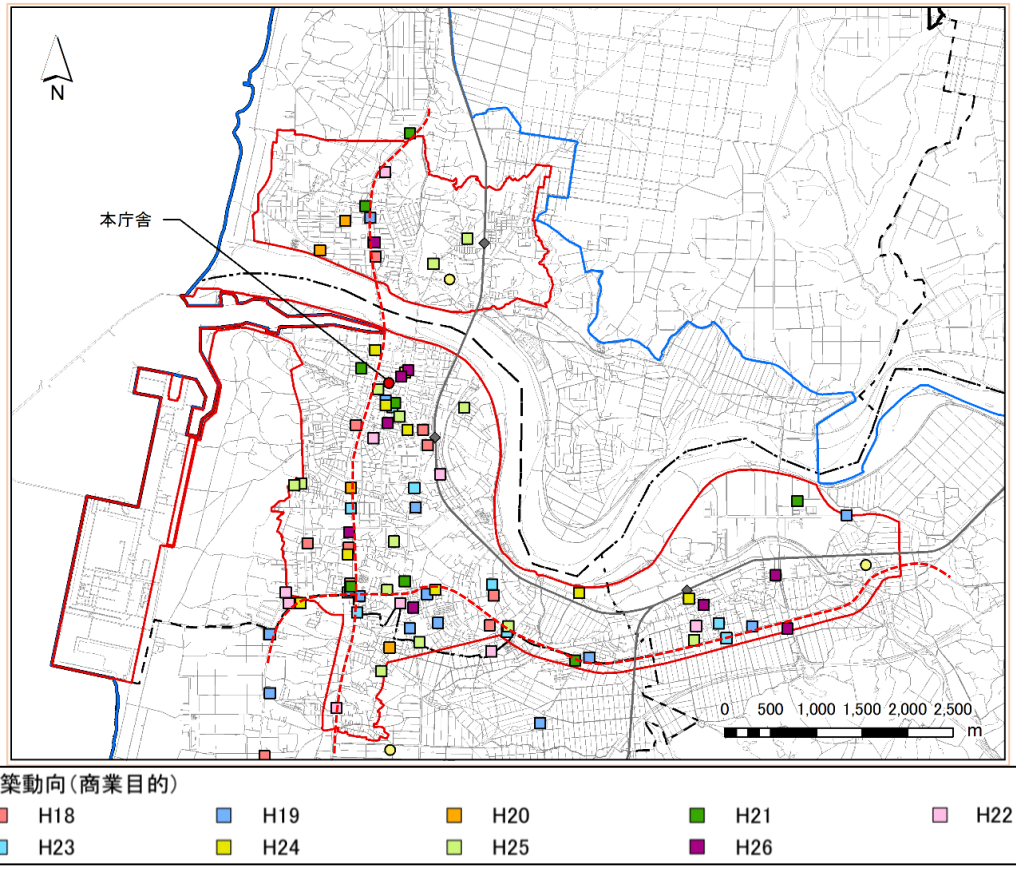

２－１．土地利用構想

【17ページ】

（１）基本的な考え方

２）中心拠点に都市機能や居住を誘導します

- 能代地域の中心市街地やニツ井地域中心部では、両地域中心部の拠点性の維持や活性化に向け、立地適正化計画において都市機能誘導区域および居住誘導区域を定め、都市機能や居住を誘導する。

能代地域：空き店舗や歩道空間活用の社会実験

ニツ井地域：空き店舗や空き地活用の取組

２－１．土地利用構想

【18ページ】

（１）基本的な考え方

３）豊かな自然環境を保全します

- 市街地周辺の自然は、本市の基調な資源として、農業振興地域や森林地域等による開発規制を基本に、引き続き保全する。
- 用途地域内の自然的土地利用のうち、都市的土地利用として将来的な利活用の見込みがない地区は、用途地域の見直しを検討するなど、自然環境を保全する。

土地利用現況図

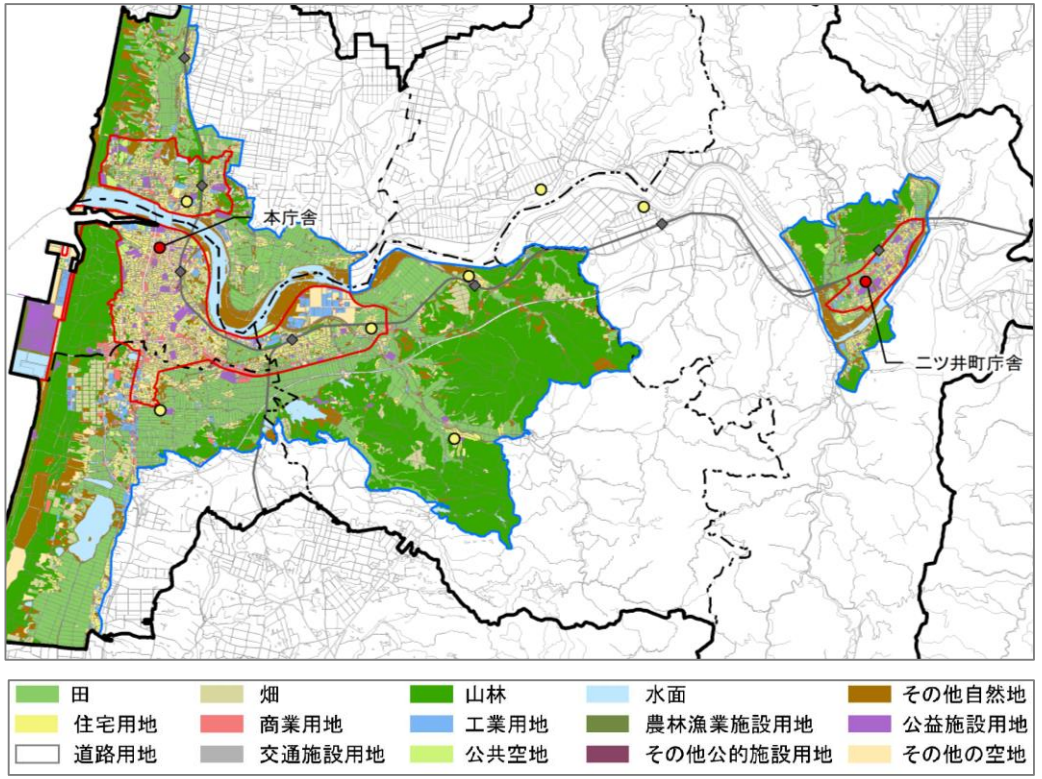

２－１．土地利用構想

【18ページ】

（１）基本的な考え方

土地利用の規制・誘導の基本的な考え方

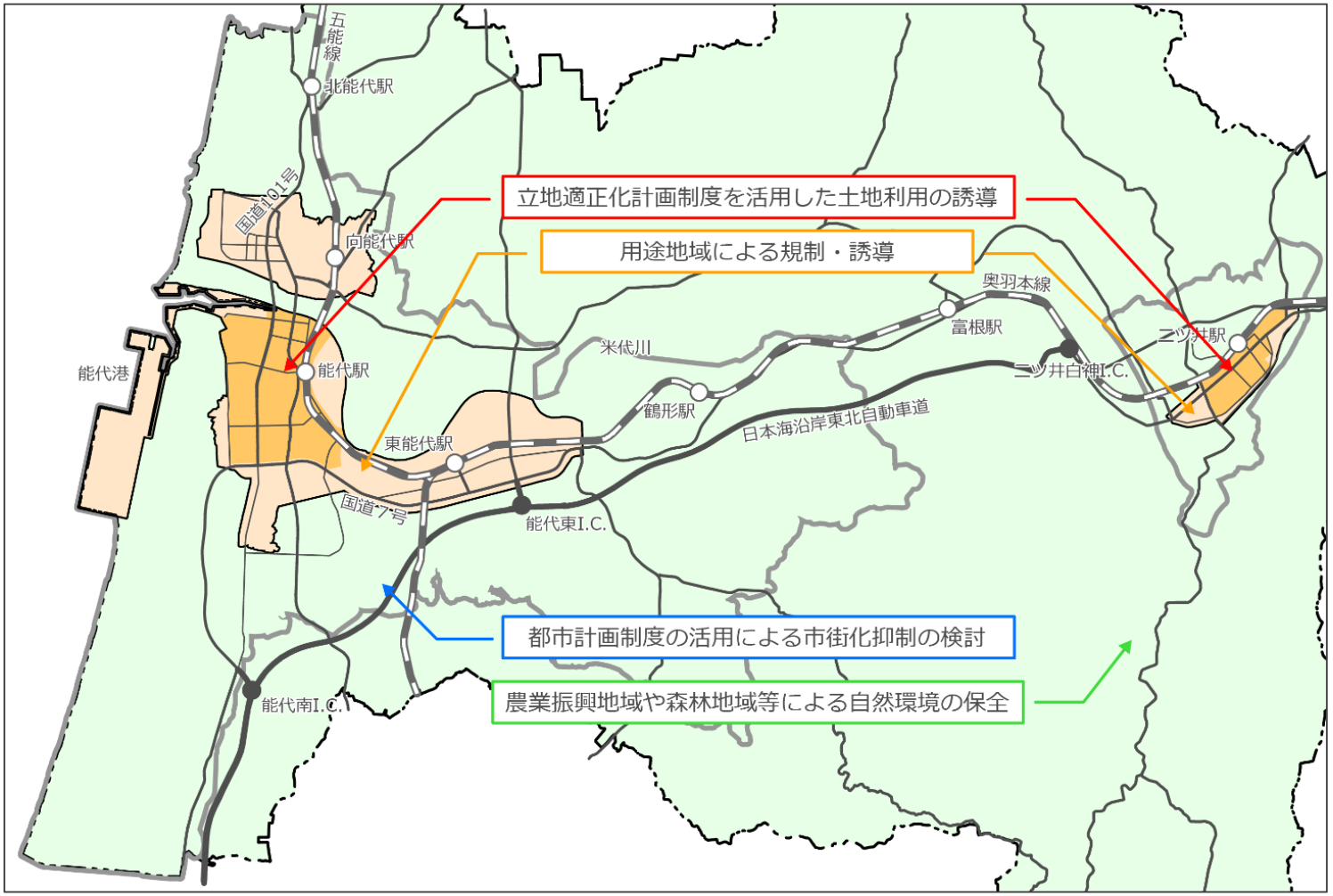

２－１．土地利用構想

論点２ 16

【19ページ】

１）誘導促進エリア

- 能代駅西側の中心市街地や二ツ井駅周辺の地域中心部を「中密度市街地」、その内側を「中心商業・業務地」に位置づける。

「中密度市街地」「中心商業・業務地」の位置

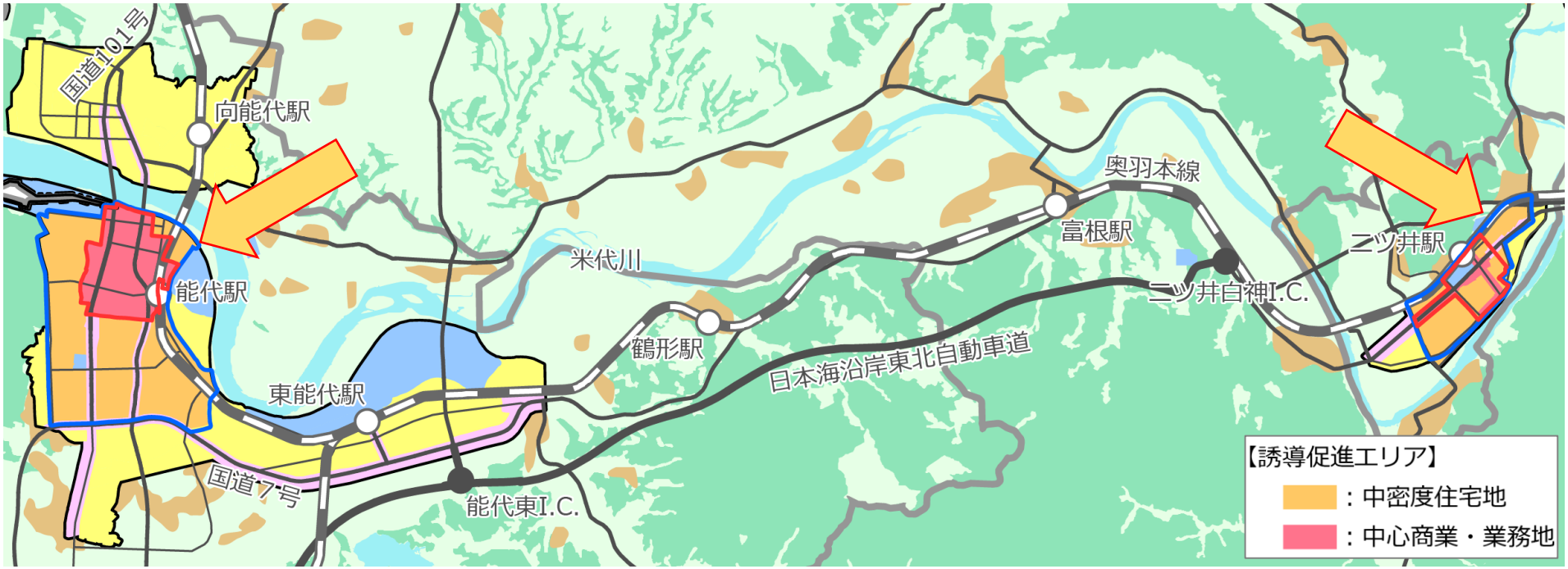

２－１．土地利用構想

【19ページ】

１）誘導促進エリア

【中密度住宅地】

- 戸建て住宅や集合住宅を中心としながら、生活利便施設が混在した、複合的な土地利用を誘導する。
- 居住の誘導にあたっては、空き家のリフォーム、老朽化の著しい空き家の解体と当該地の活用の一体的な取組、空き地の交流広場やオープンスペースとしての活用など、既存ストックの活用を支援する。

２－１．土地利用構想

【19ページ】

１）誘導促進エリア

【中心商業・業務地：能代地域】

- 本市の中心となる拠点として、医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設のほか、行政機能や文化機能等の多様な機能が集約され、高質で利便性の高い市街地の形成を目指し、都市機能や居住を誘導する。
- 都市機能の誘導にあたっては、空き店舗のリフォーム・リノベーションや未利用の公有地の活用など、既存ストックの活用を支援するほか、市街地再開発事業等の検討等を進める。また、公共空間等のオープンスペースを活用した、にぎわい形成に資する取組を支援する。

２－１．土地利用構想

【20ページ】高質で利便性の高い市街地のイメージ

【「高質」＝一体的・連続的な利用ができる環境】

⇒あらゆるものがつながり、様々な「交流・交錯」を生むことで、新たな価値を創造します

２－１．土地利用構想

【19ページ】

１）誘導促進エリア

【中心商業・業務地：二ツ井地域】

- 二ツ井地域の中心商業・業務地は、二ツ井地域の拠点として、医療・福祉・商業・子育て支援等の各種の生活サービス施設のほか、行政機能や文化機能など、地域住民が日常の生活で必要な機能が集約された市街地の形成を目指し、都市機能や居住を誘導する。
- 都市機能の誘導にあたっては、空き店舗のリフォーム・リノベーションなど、既存ストックの活用を支援します。また、公共空間等のオープンスペースを活用した、にぎわい形成に資する取組を支援する。

２－１．土地利用構想

【23ページ】

２）市街地エリア

- 国道７号や国道101号等の幹線道路沿道に形成された商業・業務地を「沿道商業・業務地」に位置づける。

「沿道商業・業務地」の位置

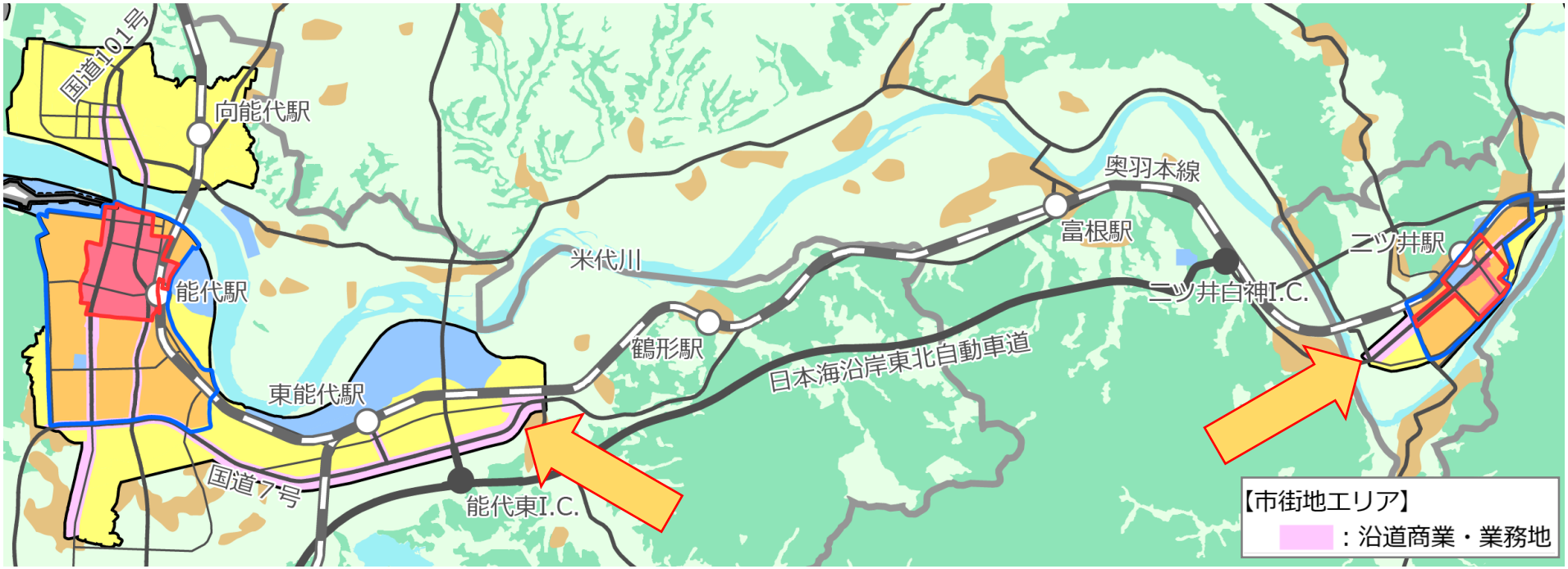

２－１．土地利用構想

【23ページ】

２）市街地エリア

【沿道商業・業務地】

- 自動車交通の利便性を活かし、市内や隣接市町からの広域的な買い物需要や業務・物流等の企業ニーズに対応した市街地として維持する。
- 能代東I.C.周辺に位置する国道７号の沿道商業・業務地は、現在の用途地域の指定範囲を基本とし、後背農地への影響に配慮しながら、商業・観光・物流など、地域全体の発展を目指す土地利用を推進する。

２－１．土地利用構想

【21ページ】

中心商業・業務地と沿道商業・業務地の機能や利用者等の比較

	中心商業･業務地 （能代および二ツ井の地域中心部）	沿道商業･業務地 （国道7号や国道 101 号等の沿道）
■ 位置づけ	・本市の中心となる拠点 ・医療･福祉･商業･子育て支援等の多様な機能が立地し、生活サービスを提供する市街地	・自動車交通を活かした沿道型のサービス等を提供する市街地
■ 主な利用者	・主に、市内居住者	・市内および隣接町居住者
■ 利用形態	・主に、徒歩や自転車、鉄道や路線バス等の公共交通 ・複数施設を面的に利用･回遊	・主に、自動車 ・目的となる施設単体を利用
■ 特徴	・来街者が複数施設を回遊しながら利用することで、様々な交流の創出やコミュニティの維持･形成が期待される ◆来街者と店舗等運営者　◆来街者同士 ◆来街者と居住者　◆居住者同士	・自動車交通の利便性の高さから、市内だけでなく、市外からの広域的な利用が期待される

２－１．土地利用構想

【24ページ】

３）その他のエリア

- 郊外部に広がる田・畑等を「農地」に位置づける。

「農地」の位置

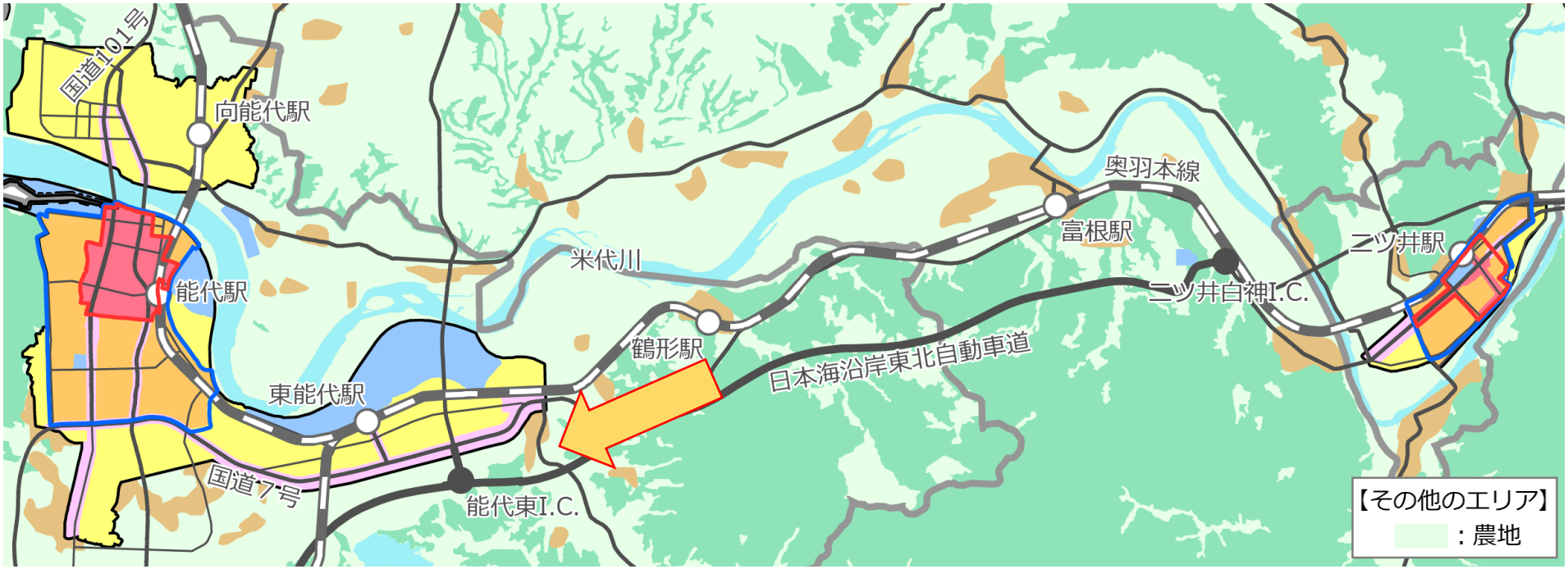

２－１．土地利用構想

【24ページ】

３）その他のエリア

【農地】

- 効率的で安定的な農業経営に資するよう、ほ場整備事業等を推進し、担い手への農地の集積を進める。また、農業水利施設の有効活用や長寿命化を進めつつ、生産基盤の強化を図る。
- 市街地の外延化の抑制および中心拠点への都市機能や居住の誘導を支援するため、将来的に市街化圧力の高まりが予想される農地を対象に、都市計画制度の活用による土地利用規制の適用について検討する。

２－１．土地利用構想

【25ページ】

土地利用構想図（案）

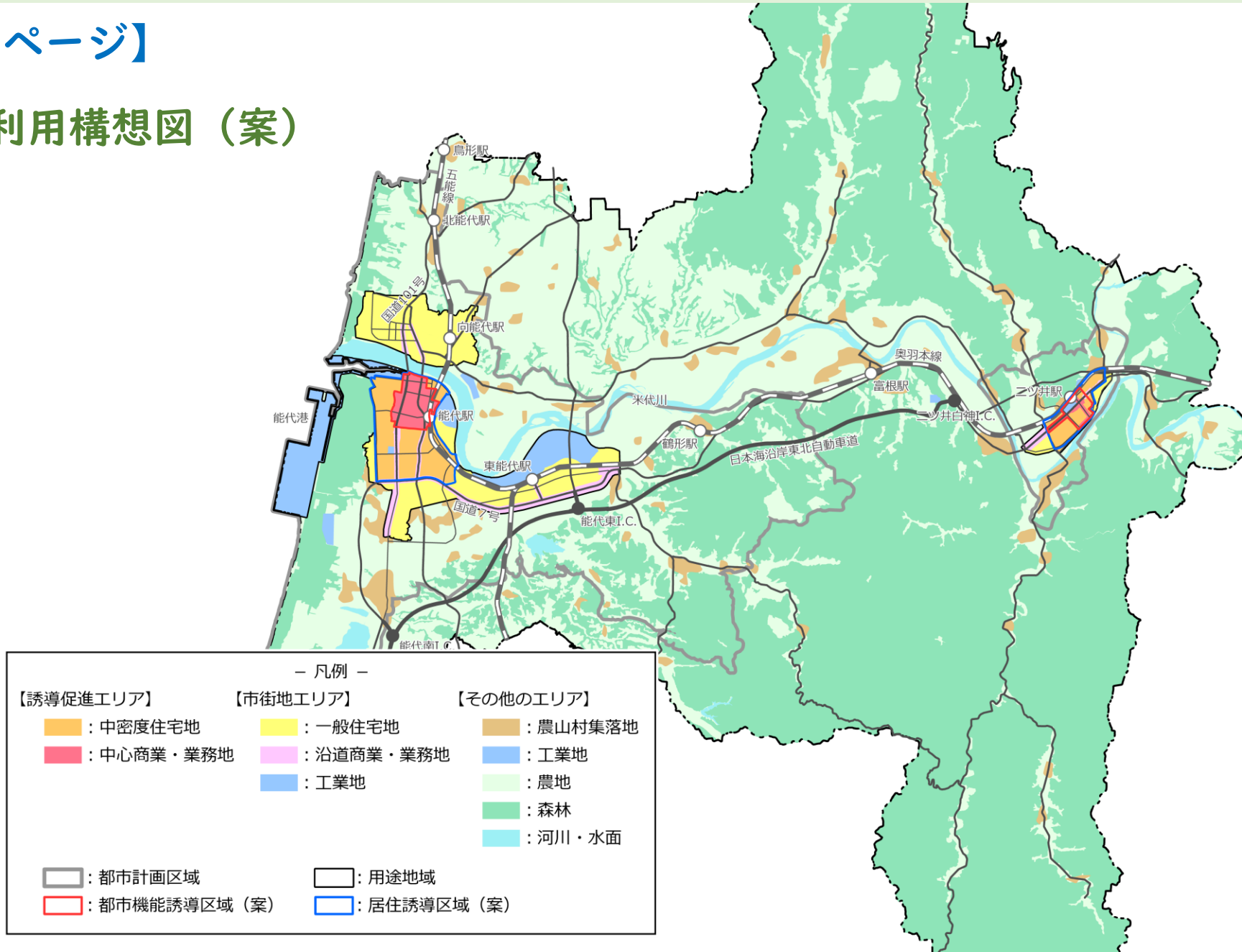

２－２．交通体系構想

【26ページ】

（１）基本的な考え方

１）本市と他都市、能代・二ツ井の中心拠点間の連携機能を維持・向上します

- 「集約連携型の都市構造」の形成に向けては、本市と他都市や、能代・二ツ井の中心拠点間を連携する交通体系を確保することが必要。
- 幹線道路の計画的な整備や維持管理・更新のほか、鉄道や主要バス路線の利便性の向上等を図る。

道路網

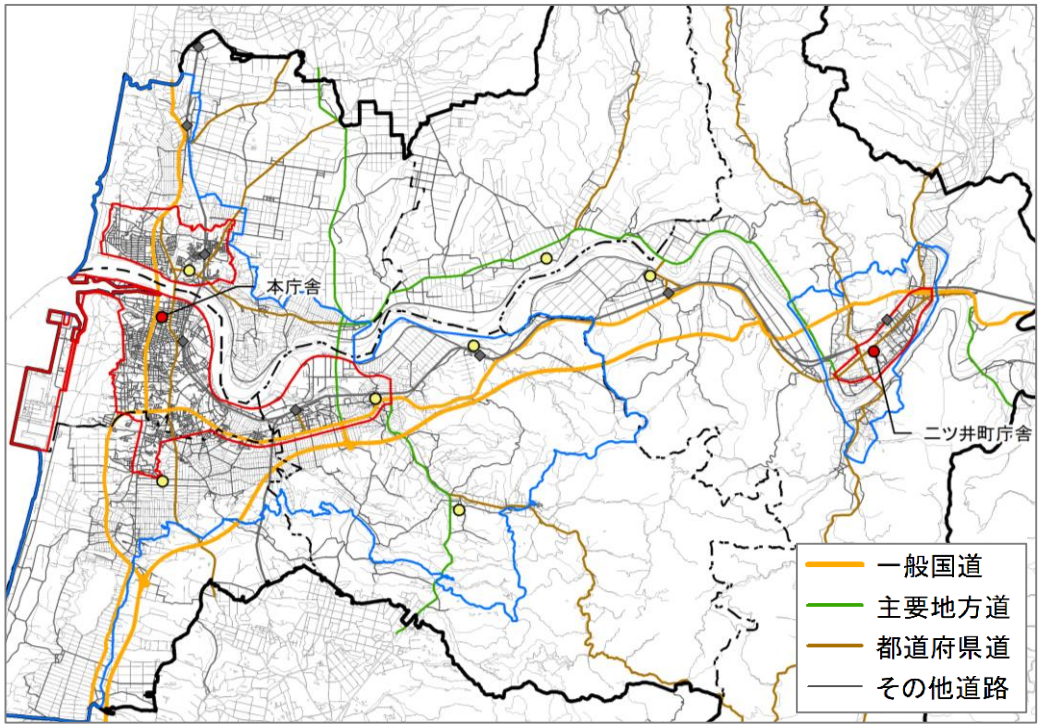

２－２．交通体系構想

【26ページ】

（１）基本的な考え方

２）社会経済情勢の変化を踏まえた道路整備を推進します

- 都市計画道路は、長期にわたり整備未着手となっている区間を中心に、必要性や実現性を再検証し、見直しを行う。
- 既存の道路は、計画的な維持管理・更新を図る。また、利用状況を踏まえた再編や廃止等の可能性についても検討し、効率化を図る。

都市計画道路の整備状況

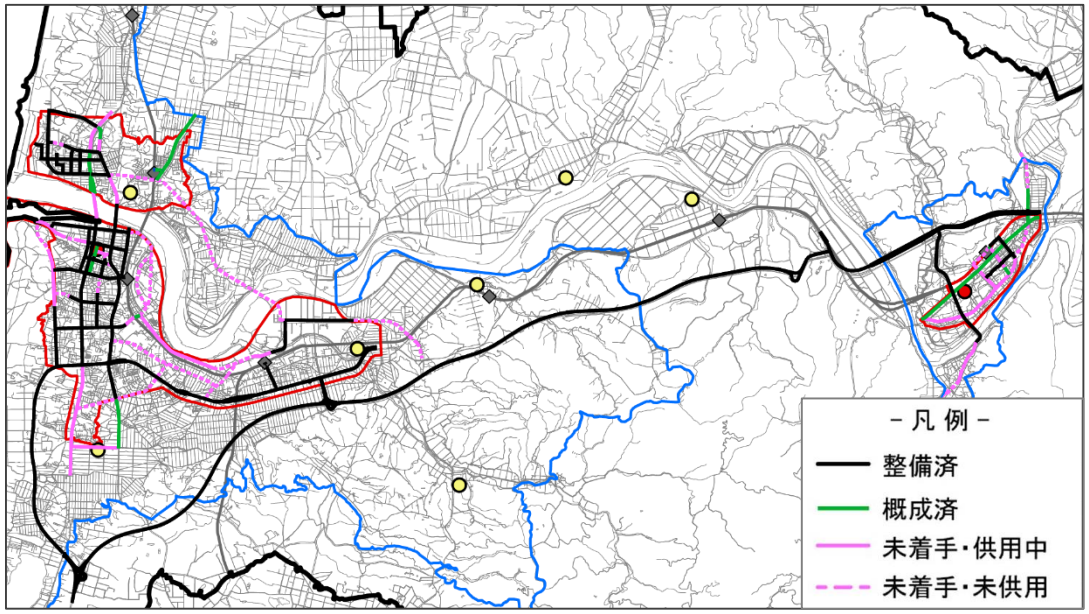

２－２．交通体系構想

【26ページ】

（１）基本的な考え方

３）持続可能な交通ネットワークの構築・維持を図ります

- 既存の公共交通は、運行ダイヤの見直しや乗り継ぎ環境の改善等により、利便性の向上を図る。また、地域コミュニティとの協働による新たなサービスの導入を検討するなど、地域の実情に応じた移動手段を確保する。
- 公共交通の利用に関する積極的な情報発信等より公共交通の利用促進を図る。

公共交通の利用圏域

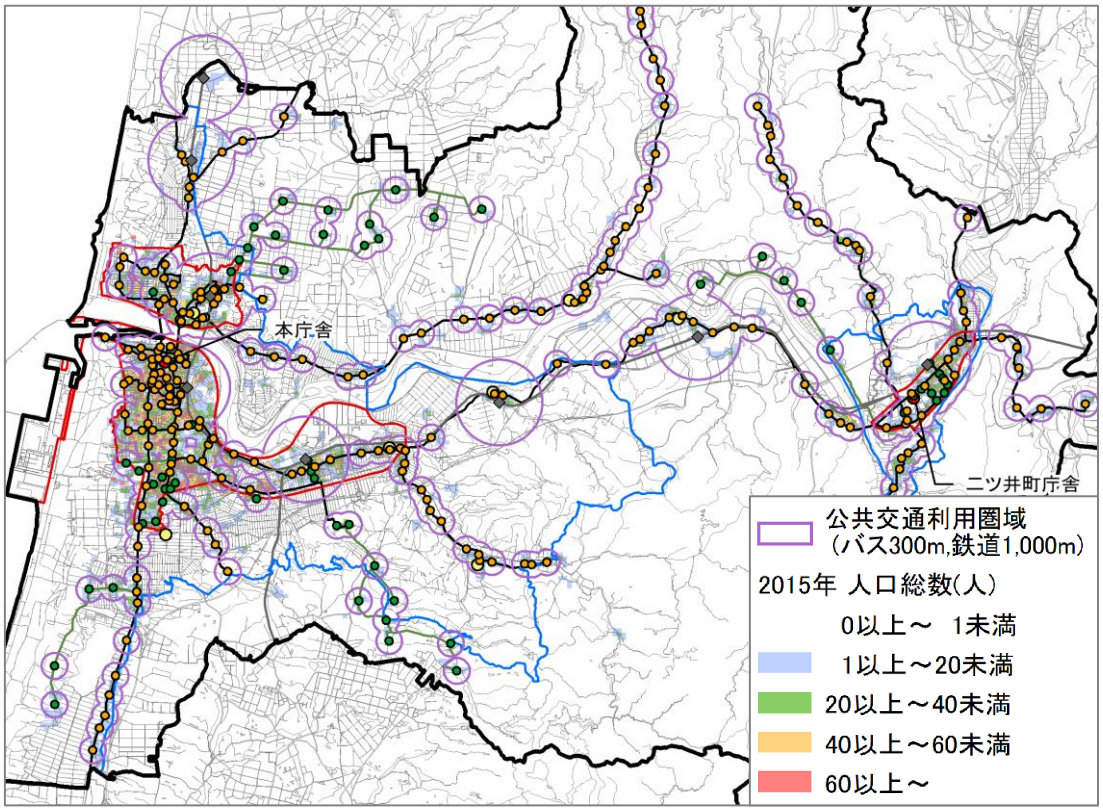

２－２．交通体系構想

論点４

【27・28ページ】

Ⅰ）道路ネットワークの構築

- 将来都市構造の「広域連携軸」や「地域連携軸」に該当する路線として、「広域幹線道路」や「地域間幹線道路」を位置づけ、整備や維持管理・更新に関する方針を設定。

【市街地内幹線道路】

- 都市計画決定された幹線街路は、計画的な整備を推進するほか、長期間にわたり事業着手がなされていない路線については、必要性等を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定したうえで、計画の見直しを行う。

2－2．交通体系構想

【32ページ】

道路網整備の方針図（案）

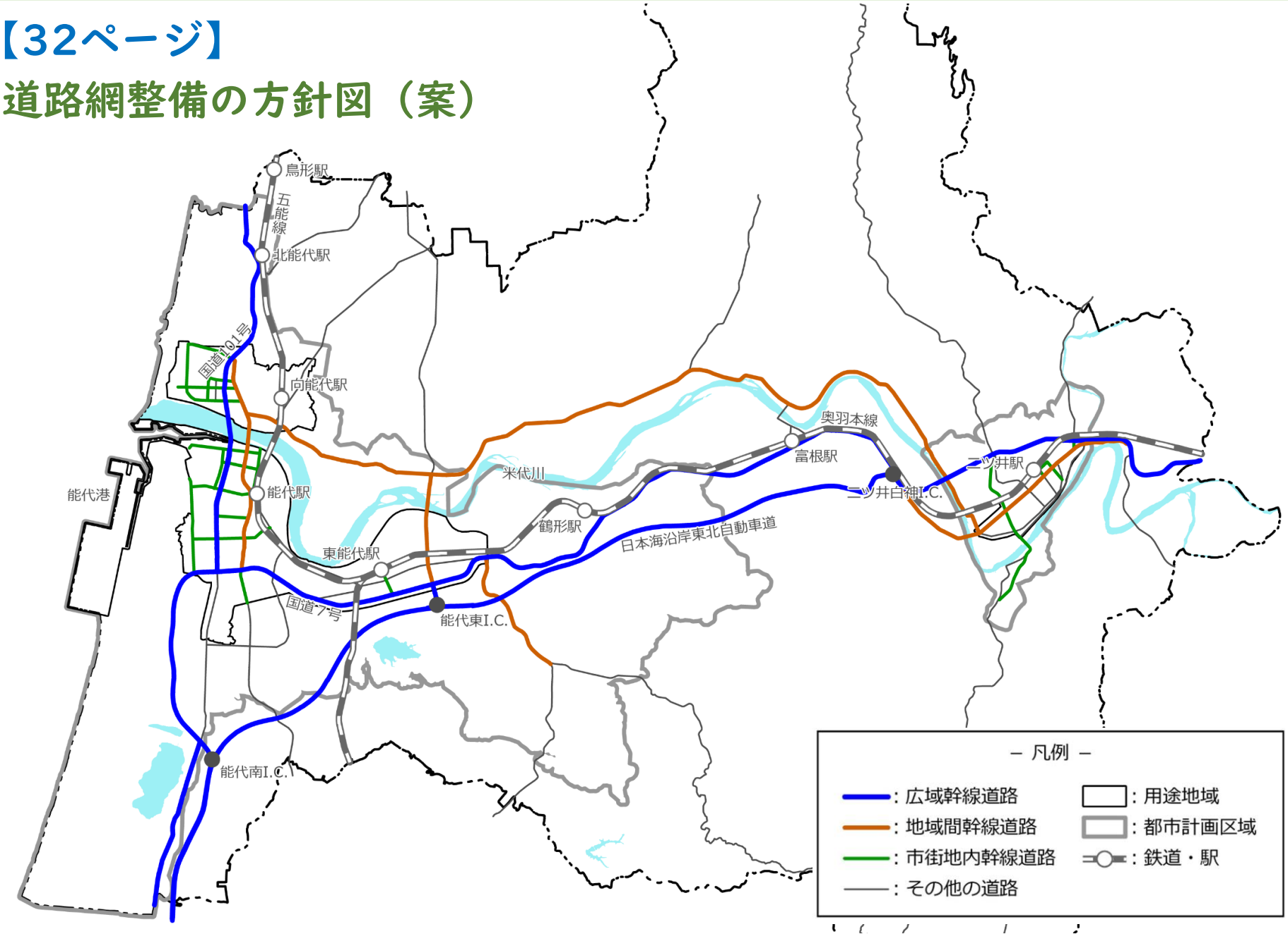

２－２．交通体系構想

論点５

【30ページ】

Ⅰ）「連携」による公共交通体系の形成

- 集約連携型の都市構造の実現を前提に、土地利用計画等のまちづくりのほか、観光や医療、福祉、教育、物流など、あらゆる分野と連携しながら、持続可能な公共交通体系の形成を目指す。
- 自動車による移動だけに頼らず、高齢者を含めた全ての人が安心して円滑に移動することができる環境を目指し、鉄道や路線バス等の公共交通のみならず、民間事業者や地域住民など多様な主体との協働も含めた移動手段の確保およびサービスの維持・向上を目指す。
- 公共交通の利活用ガイドの作成や高齢者および低年齢層を対象とした乗り方教室の開催など、公共交通を「乗って残す」という意識を、市民とともに醸成していく。

２－３．住環境・市街地整備構想

【33ページ】

（１）基本的な考え方

１）暮らしの快適性と利便性を維持・向上します

- 現在の市街地や集落の形態を基礎としながら、地域特性に応じた良好な居住環境の形成、生活に必要な機能の確保やにぎわいの形成を推進。
- 取り組みにあたっては、建築ストックを最大限活用することを基本に、長期にわたり未着手となっている土地区画整理事業の見直しを検討するほか、ICT等の新技術の活用についても検討する。

本市の概況（衛星写真）

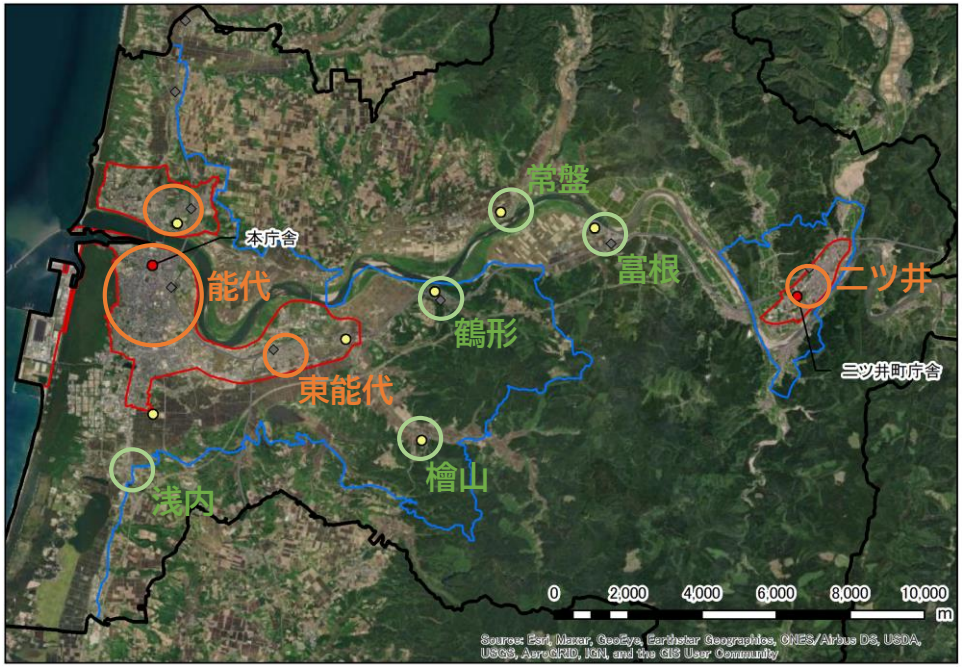

２－３．住環境・市街地整備構想

【33ページ】

（１）基本的な考え方

２）空き家や空き地、未利用の公有地など、既存ストックを有効活用します

- 新たな開発需要は、市街地エリア内を基本に規制・誘導していくことから、空き家や空き地、未利用の公有地等を受け皿として有効活用するほか、適正な管理を促進する。
- 庁舎や集会施設、公営住宅等の公共建築物は、老朽化や市民ニーズの変化への対応、維持管理や修繕・更新費の縮減等に対応した、適切なマネジメントを推進する。

市内の空き家や空き店舗

２－３．住環境・市街地整備構想

【33ページ】

（１）基本的な考え方

３）豊かな自然環境を「地域の資源」として積極的に活用します

- 森林や田・畑等の農地が有する、多様な機能を活用し、グリーンツーリズムや自然観察会等による地域間交流を促進する。
- 新たな雇用と収益源の創出、発災時のライフラインの安定的な確保、脱炭素社会の実現等に向け、豊かな自然環境を活用し、再生可能エネルギーを地域で作り・使用する「エネルギーの地産地消」を促進する。

能代風力発電所

２－３．住環境・市街地整備構想

【34ページ】

（１）基本的な考え方

４）行政と市民・民間との協働による地域づくりを促進します

- 地域住民、NPO、企業、各種団体など、地域内外の多様な主体の力を組み合わせ、連携しながら地域づくりに取り組むことができる環境を形成する。
- 地域住民、NPO、企業、各種団体等が主体となった地域づくりに関する取組を支援する。

市総合計画市民協働会議

官民協働による社会実験

２－３．住環境・市街地整備構想

【34ページ】

２）にぎわいのある中心拠点の形成

- 中心拠点を対象に、空き家のリフォームや空き店舗のリフォーム・リノベーション、財政的な優遇措置等の展開など、立地適正化計画に基づく各種の誘導施策を推進する。
- 能代地域の中心拠点では、道路や公園等の公共空間の利活用、民地部分の広場化、沿道施設も含めた良好な景観の形成など、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを進める。また、各種プロジェクトの実践に向けた実証実験を支援する。

合同会社「のしろ家守舎」が取り組むマルヒコプロジェクト

【38ページ】

10）協働の地域づくりに向けた環境形成

- 地域住民、NPO、企業、各種団体等が各種の地域課題の解決に向けた様々な活動に積極的に取り組めるよう、団体の設立や活動、人材の育成を支援する。
- 首都圏等からの「関係人口」の受入体制を整え、地域外の人材が持つ経験・スキルを活用した地域課題の解決、新たな価値の創出等のほか、将来的な移住・定住を促進する。
- 地域住民、NPO、企業、各種団体等が実施する、道路や公園等の公共空間を活用したにぎわい形成等に資する取組を支援する。

２－５．都市施設整備構想

【39ページ】

（１）基本的な考え方

１）社会経済情勢の変化を踏まえた都市施設整備を推進します

- 都市施設は、長期にわたり整備未着手となっているものを中心に、必要性や実現性を再検証し、見直しを行う。

２）都市施設の計画的・効率的な維持管理等を推進します

- 既存の都市施設は、老朽化の状況や発生が想定される災害リスクの状況等を踏まえ、予防保全型管理を基本とした施設の長寿命化を進め、ライフサイクルコストの低減を図る。

２－５．都市施設整備構想

【39ページ】

３）都市施設の機能維持・向上

- 既存の都市施設は、定期点検や市民等から寄せられる情報等により状況を把握し、ライフサイクルコストの低減を前提とした、計画的な維持管理・更新を推進する。
- 都市施設の整備や維持管理・更新にあたっては、効果的な民間資金やノウハウの活用（PPP/PFI 等）なども視野に入れ、中長期的な視点に立ったマネジメントを推進する。

資料３

立地適正化計画

－基本方針および都市機能・居住の各誘導区域(案)－

Ⅰ．立地適正化計画の概要

【１ページ】

- 持続可能（＝市民の生活や文化が持続できる）な都市を構築することを目的とし、現在の配置を基本としながら、都市機能が集積する各地域の拠点を中心に、都市機能や居住を維持し、または積極的な誘導・集積を進めるとともに、各地域の資源を活用した連携・交流を促進することで、集約連携型の都市構造を目指していく。

「誘導」による集約型のまちづくりのイメージ

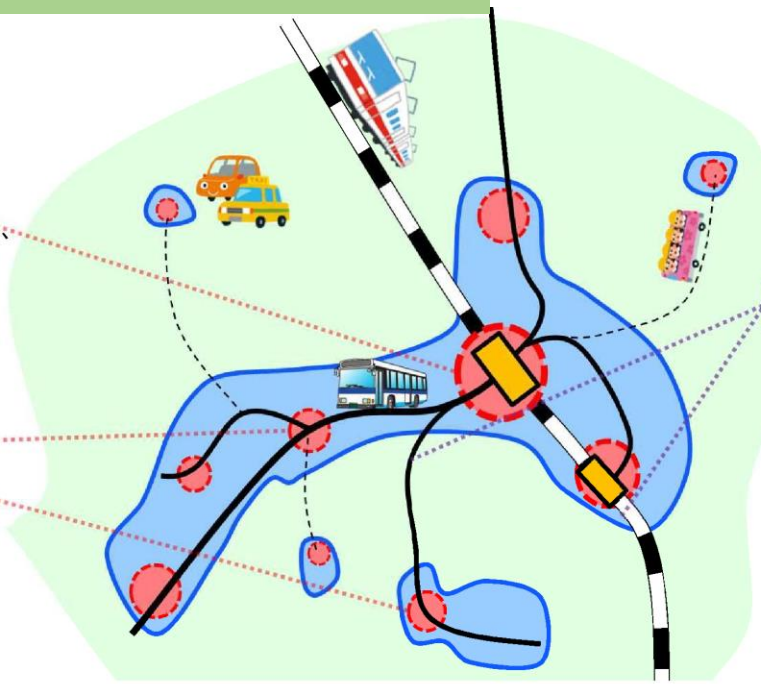

中心拠点

・市域各所から公共交通アクセス性に優れ、市民に、行政中枢機能、総合病院、相当程度の商業集積などの高次の都市機能を提供する拠点

地域／生活拠点

・周辺地域から容易にアクセス可能な地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパーなど、主として日常的な生活サービス機能を提供する拠点

基幹的な公共交通軸

・中心拠点を中心に地域/生活拠点、居住を誘導すべき地域を結都市軸で、将来にわたり一定以上のサービス水準を確保する公共交通が運行する軸

２．立地適正化計画の基本方針（案）

【２ページ】

- まちづくりの目標に対し、都市機能や居住の誘導によって実現を目指す、能代および二ツ井の両市街地の「具体的な姿」とそのために必要な「取組の方針」を設定する。
- 立地適正化計画では、暮らしの機能の誘導（＝土地利用の誘導）により、まちづくりの将来像の実現や重要課題の解決に向け、個々の分野別計画を支援するという役割を担う。

立地適正化計画の運用により重要課題解決に向けて期待される効果

重要課題	立地適正化計画の運用により期待される効果
若者の定住につながる産業振興と雇用確保	● 拠点地域への都市機能や居住の誘導により、メリハリのある土地利用を行い、まち中（主に第３次産業）および郊外（主に第１次産業）の働く場の維持に寄与 ● 都市間や地域間交流の維持・増進により、消費行動の促進・拡大に寄与
子どもを生み育てやすい環境づくり	● 子育て支援関連機能の維持・誘導により、子育て世代にとって便利な環境づくりに寄与 ● 都市機能や居住の誘導により、「コミュニティ・働く場・住まい（居・職・住）」が揃った場づくりを促進し、安心して子育てができる環境づくりに寄与
健康をキーワードとした各分野の施策の推進	● 徒歩等で移動できる範囲への多様な機能の誘導により、徒歩や自転車での移動を促進し、健康増進に寄与 ● 都市間や地域間交流の維持・増進により、外出機会の維持・拡大に寄与

２．立地適正化計画の基本方針（案）

論点９

【３ページ】

基本方針①　多世代・多目的・多機能が集まる市街地の形成

- 「市民が訪れ・集う、魅力ある地域中心部の形成」をターゲットとし、中心市街地の活性化に向けた取組と連携しながら、集積した都市機能の維持や不足機能の誘導、空き家・空き店舗のリノベーション（修復・再生・刷新）等を促進することで、人・情報の交流や文化活動の活発化を図り、幹線道路沿道の商業地との差別化を図る。
- 全世代が安心して暮らすことができる生活基盤を確保する。

中心市街地（能代地域）の歩行者・自転車通行量の推移

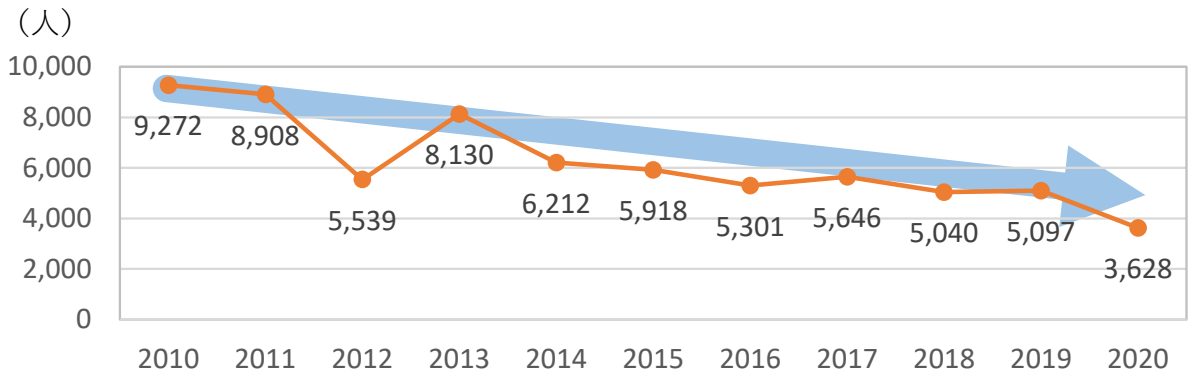

２．立地適正化計画の基本方針（案）

【参考：中心市街地のまちづくりの方向性に関する市民意向】

- ４人のうち、１人以上が希望する方向性
  - 商業の中心
  - 機能の多様性
  - 身近な社会サービス
  - 様々なイベント

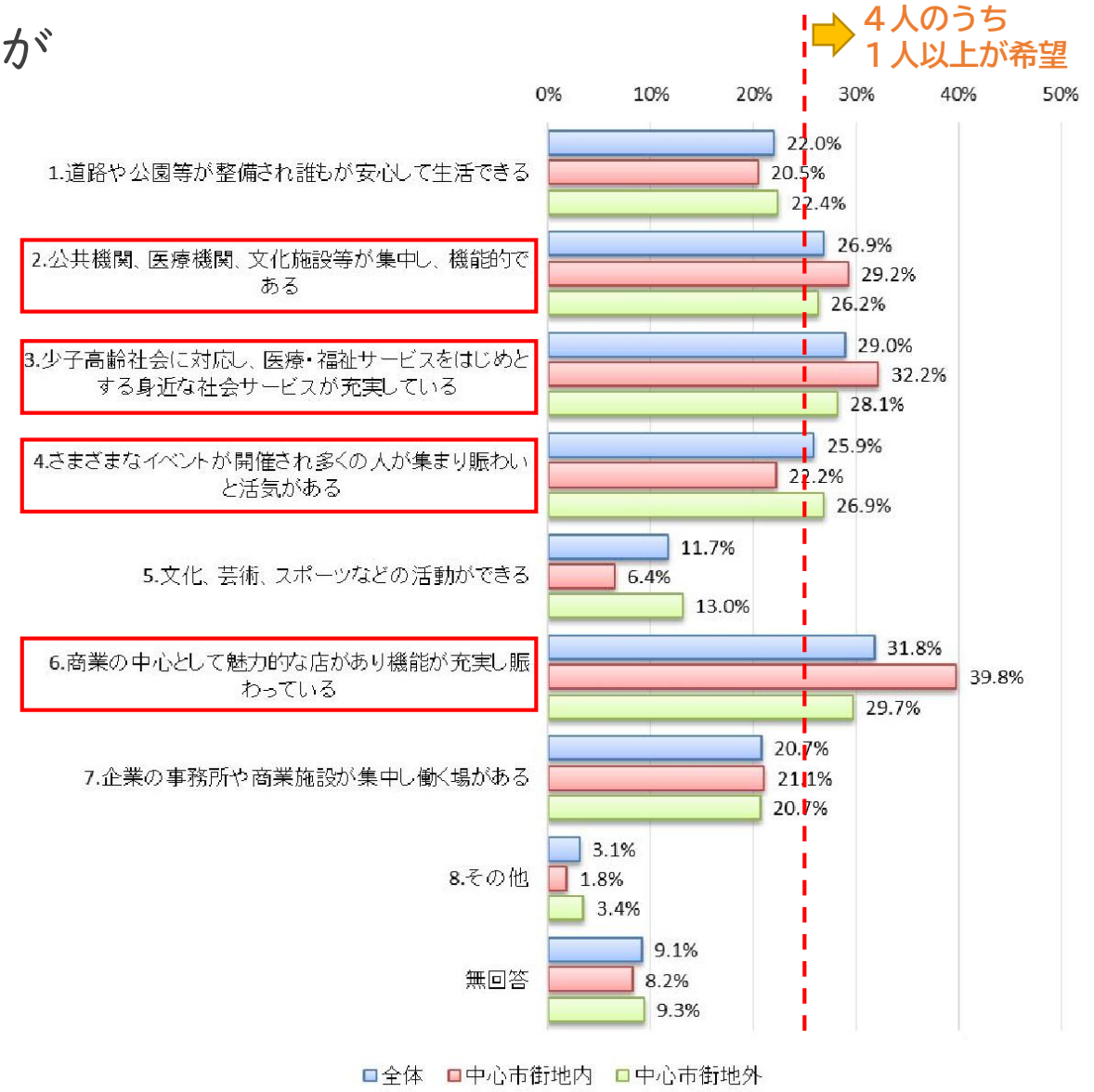

2．立地適正化計画の基本方針（案）

論点９

【５ページ】

基本方針②　安心・安定した子育てができる市街地の形成

- 「子育てがしやすい環境整備」をターゲットとし、子育て支援サービスの維持・向上に向けた施設の維持・誘導のほか、多世代による地域コミュニティの形成を促進することで、安心して子育てができる環境を確保する。

子育て世帯が考える住宅及び居住環境に関して重要と思う項目

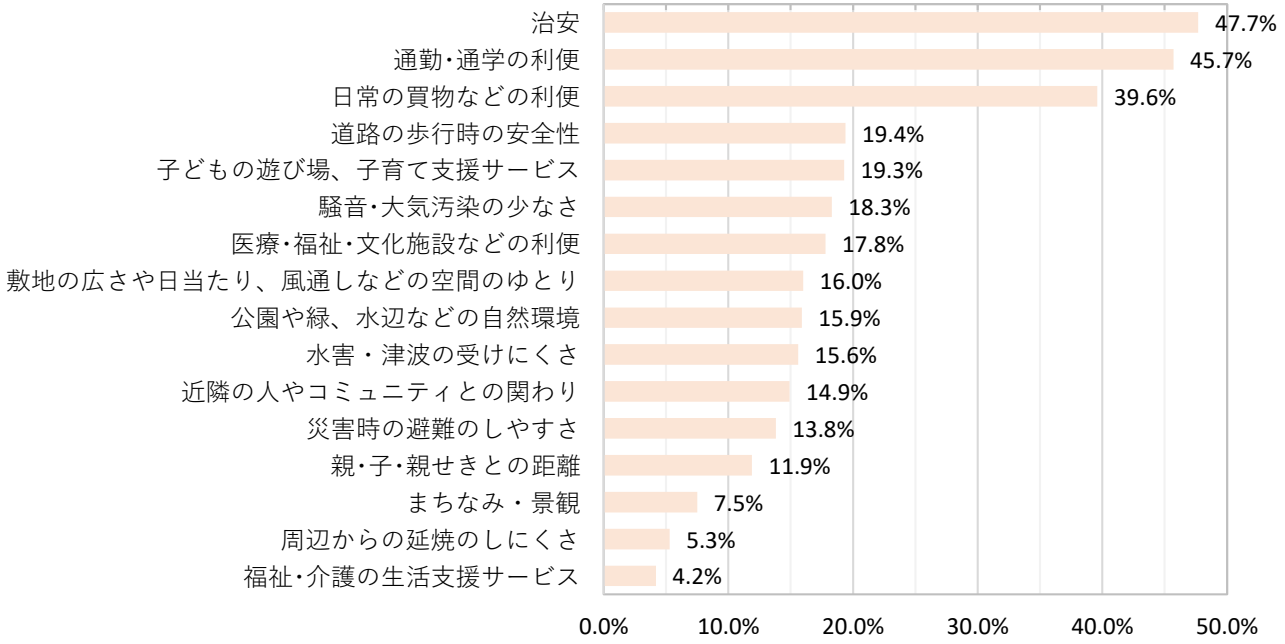

3．都市機能および居住の各誘導区域の設定（案）

論点10

【6ページ】

- 都市機能および居住の各誘導区域は、現在の機能配置を基本としながら、都市機能が集積する各地域の拠点を中心に指定。
- なお、各誘導区域の指定により、誘導区域外にある施設や住宅等を直ちに集約・移転させるものではない。今後、新たな施設整備や新規の建築・開発の計画を検討する際に、各誘導区域の中へ緩やかに誘導を促していくものである。

都市機能および居住の各誘導区域の概要

種別	趣旨
都市機能誘導区域	● 医療・福祉・商業・子育て支援等の都市機能を、様々な都市機能が集積する地域に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域 ● 居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要で、都市機能の増進に大きく寄与する施設（誘導施設）を選定し、誘導を促進する
居住誘導区域	● 人口減少の中にあっても、一定エリアに置いて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域 ● 指定した区域を対象とし、居住（住宅）の誘導を促進する

3．都市機能および居住の各誘導区域の設定（案）

論点10

【6～12ページ】

- 都市計画運用指針における設定の考え方を踏まえ、各誘導区域の指定が考えられる区域（候補区域）を抽出する。
- ①災害リスクが高い区域、②特定の土地利用に特化するため建築の制限が既に行われている区域など、都市機能や居住の誘導をすることが適当ではない区域を除外する。

各誘導区域の指定が考えられる区域（候補区域）の条件

両区域共通	• 旧能代市・旧二ツ井町の合併市であり、旧市町にそれぞれ都市計画区域および用途地域が指定されていることから、それぞれで各誘導区域を設定
居住誘導区域	① **都市機能が集積している区域**：生活サービス施設の利用可能件数の平均値以上の範囲 ② **居住が集積している区域**：用途地域内100mメッシュ人口の平均値以上の範囲 ③ **公共交通により比較的容易にアクセスでき、都市機能の利用圏として一体的である区域**：路線バス等の平日往復合計運行本数（バス停ごと）の平均値以上の範囲
都市機能誘導区域	① **居住誘導区域の候補区域のうち、鉄道駅に近く、都市機能が一定程度充実している区域**：鉄道駅から概ね１km範囲内で生活サービス施設が集約して立地している範囲

3．都市機能および居住の各誘導区域の設定（案）

論点10

【6～12ページ】

各誘導区域に含めるべきではない区域

都市計画運用指針上の位置づけ	区域		対応
原則として居住誘導区域に含まない地域（レッドゾーン）	土砂災害特別警戒区域		誘導区域から除外
	地すべり防止区域		誘導区域から除外
	急傾斜地崩壊危険区域		誘導区域から除外
災害リスクや警戒避難態勢の整備状況等を勘案し、適当でないと判断される場合、原則として居住誘導区域に含まない区域	土砂災害警戒区域		誘導区域から除外
	洪水浸水想定区域		家屋倒壊等氾濫想定区域を誘導区域から除外
	津波浸水想定区域		津波避難困難地域（対策後）を誘導区域から除外
居住誘導区域に含めることについて慎重に判断することが望ましい区域	工業専用地域、流通業務地区等、法令により建築が制限されている区域	砂防指定地域	誘導区域から除外
		臨港地区	誘導区域から除外

3．都市機能および居住の各誘導区域の設定（案）

論点10

【6～12ページ】

避難行動を行ったとしても人命の保護が困難となるおそれがある範囲

洪水浸水想定区域	◆家屋倒壊等氾濫想定区域を除外 ⇒ 洪水は、防災気象情報や市が発令する避難指示等により、避難行動を開始する。仮に、避難行動が遅れた場合は、自宅等での垂直避難（２階以上への避難）をすることとなる。 ⇒ そのため、建築物の倒壊・流出する等の危険性が高い区域は、垂直避難による人命の保護が困難である可能性が高い。
津波浸水想定区域	◆津波避難困難地域（対策後）を除外 ⇒ 津波は、地震発生後速やかに避難行動を開始する。 ⇒ そのため、津波到達予想時間までの避難が困難な区域は、人命の保護が困難である可能性が高い。 ⇒ なお、能代市津波避難計画（平成29年３月）では、防災訓練、防災教育等の効果および避難路や避難看板の整備等の津波避難対策の実施により、避難困難地域が現状よりも縮小すると予測している。

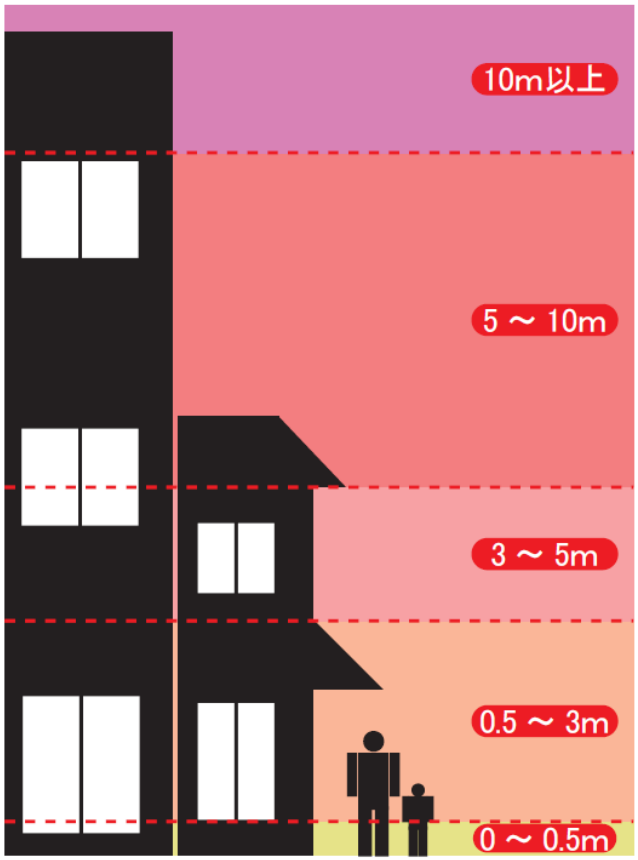

3．都市機能および居住の各誘導区域の設定（案）

【13・14ページ】
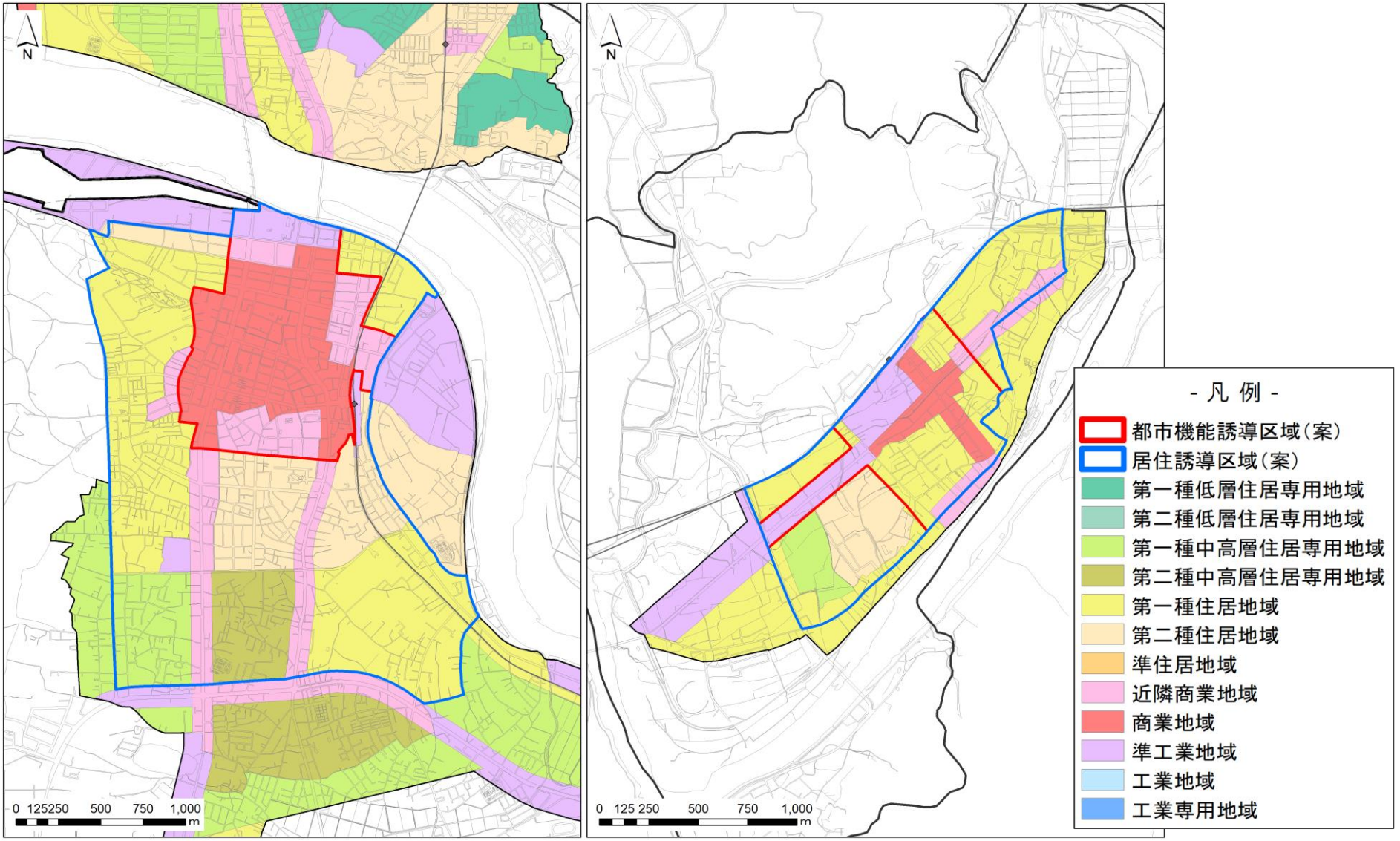
都市機能・居住の各誘導区域（案）